

市第4号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月18日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第139号の12の2の次に次の1号を加える。

(139) の12の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料は、1件につき次に掲げる額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

第139号の11の2アに掲げる手数料の区分に従い、そ

れぞれ当該手数料の額と同一の額

イ ア以外の場合

第139号の11の2イに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

第2条第139号の13及び第139号の13の2中「第5条第6項第6号」を「第5条第8項第7号」に改め、同条第139号の14の2の次に次の1号を加える。

(139)の14の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料（既に同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することにより同法第5条第6項又は第7項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合に限る。）は、1件につき次に掲げる額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合して

いることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

第139号の13の2アに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

イ ア以外の場合

第139号の13の2イに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料等を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第139号の12の2まで省略）

(139)の12の3 長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第5条第

6項又は第7項の規定に基づく

長期優良住宅維持保全計画の認

定申請手数料は、1件につき次

に掲げる額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進

に関する法律第6条第1項第

1号に掲げる基準に適合して

いることについて、あらかじめ

住宅の品質確保の促進等に

関する法律第5条第1項に規

定する登録住宅性能評価機関

による審査を受けた場合

第139号の11の2アに掲げ

る手数料の区分に従い、そ

れぞれ当該手数料の額と同

一の額

イ ア以外の場合

第139号の11の2イに掲げ

る手数料の区分に従い、そ
れぞれ当該手数料の額と同
一の額

(139) の 13 長期優良住宅の普及の
促進に関する法律第8条第1項
の規定に基づく長期優良住宅建
築等計画の変更認定申請手数料
(既に長期優良住宅新築基準に
適合することにより同法第5条
第1項から第4項まで(同法第
8条第2項において準用する場
合を含む。)の規定に基づく認
定を受けた計画を変更する場合
(同法第5条第8項第7号に定
第5条第6項第6号
める事項を変更する場合及び同
法第9条第1項又は第3項の規
定による場合を除く。)で、か
つ、同法第8条第2項において
準用する同法第6条第2項の規
定による申出をしない場合に限
る。)は、1件につき建築物の
住戸の総数に応じ次に掲げる額
とする。

(ア及びイ省略)

(139) の 13 の 2 長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（既に長期優良住宅増改築基準に適合することにより同法第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合（同法第5条第8項第7号第5条第6項第6号に定める事項を変更する場合及び同法第9条第1項又は第3項の規定による場合を除く。）で、かつ、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額とする。

（ア、イ、第139号の14及び第139号の14の2省略）

(139)の14の3 長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料（既に同法第6条第1項

第1号に掲げる基準に適合することにより同法第5条第6項又は第7項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合に限る。）は、1件につき次に掲げる額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

第139号の13の2アに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

イ ア以外の場合

第139号の13の2イに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

（第139号の15から第184号まで省略）

